



ケアマネジャーへの書面による情報提供に関する留意事項

○サービス提供事業所の看護職が看護サマリーを必要とする場合
→病院看護師は、退院前カンファレンスの有無にかかわらず、事業所の看護職あてに看護サマリーを作成し、ケアマネジャーが情報を共有する観点から、本人あるいは家族の同意を得た上で、ケアマネジャーにその写しを提供しましょう。

○サービス提供事業所の看護職が看護サマリーを必要としない場合
→ケアマネジャーに、退院時処方箋の写しを提供しましょう。

介護認定を受けていない者で、退院後の生活を送る上で、何らかの支援が必要な場合

病院スタッフは、家族に、本人の住所地の地域包括支援センターへ相談するよう促しましょう。